

意見公募要領

1 意見公募対象（改正及び制定しようとする法令）

（1）省令

ア放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）※

イ電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）※

ウ無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）※

※ 超短波放送用周波数による補完中継局に関する制度整備の他、規定の整備を含む

（2）告示

基幹放送用周波数使用計画（昭和 63 年郵政省告示第 661 号）

2 資料入手方法

意見募集対象については、準備が整い次第、電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡窓口において報道資料を配付することとします。

3 意見の提出方法

様式の意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

また、意見公募に係る意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、下記(3)により電子メールで提出いただく場合は、(4)の電子政府の総合窓口[e-Gov]を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

（1）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省情報流通行政局地上放送課 宛て

併せて、意見の内容を保存したディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合のディスクの条件は、次のとおりです。

- ・ ディスクの種類：DVD-R、DVD-RW、CD-R、CD-RW
- ・ ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。）
- ・ ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。
- ・ なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

（2）FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5794 総務省情報流通行政局地上放送課 宛て

担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：broadcast_voice_kyouzinka_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省情報流通行政局地上放送課・放送技術課 宛て

(スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。)

- ・ メールに直接意見の内容を書き込んでいただきますようお願いいたします。
- ・ やむを得ず添付ファイルによる提出をされる場合は、ファイル形式は、(テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル)として提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)
- ・ 電子メールの受取可能最大容量は、5MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(4) 電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) を利用する場合

意見提出フォームに上記必要事項と連絡先を記載の上、意見提出期限までに提出してください。(e-Gov を利用する場合は、意見の受付締切時間終了後においても、意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受けはいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。)

4 意見提出期限

平成 26 年 3 月 3 日 (月) 午後 5 時 (必着) (郵送による提出も期限内必着とします。)

5 留意事項

- ・ 意見書が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- ・ 提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント」欄に掲載するほか、総務省情報流通行政局地上放送課及び放送技術課にて配付します。
- ・ 御記入いただいた氏名(法人等にあってはその名称)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ なお、提出された意見とともに、意見提出者名(団体名及び団体の団体者名に限り、個人で提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合は、その旨を記入してください。
- ・ また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省情報流通行政局
地上放送課 宛て

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (注1)

電話番号

電子メールアドレス

「FM方式によるAMラジオ放送の補完中継局に関する制度整備(案)に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

法令案の名称	該当箇所	意見